

令和8年2月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年（行ウ）第189号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 令和7年11月20日

判 決

5

主 文

1 被告は、原告に対し、1006万4979円及びこれに対する令和6年6月15日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

10 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

15 1 事案の概要

被告は、令和5年▲月▲日に行われたa区長選挙（以下「本件選挙」という。）に当選したが、令和6年6月14日、b地方裁判所において、公職選挙法（以下「公選法」という。）違反（選挙運動用有料インターネット広告の禁止・公職の候補者による買収）の罪により有罪判決を受け、同日、同判決が確定したことに伴い、被告の当選は無効となった（公選法251条）。

20

本件は、原告が、被告は本件選挙における当選の無効により遡ってa区長の職を失ったから、被告に支給した給料、地域手当及び期末手当合計1276万8108円のうち、社会保険料の一部及び所得税を控除した1006万4979円は無効な行為に基づく債務の履行としての給付又は不当利得に当たると主張して、被告に対し、原状回復請求権（民法121条の2第1項）又は不当利得返還請求権に基づき、上記金員の返還を求めるとともに、民法704条又は

25

その類推適用により、上記有罪判決確定の日の翌日である令和6年6月15日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による利息の支払を求める事案である。

## 2 関係法令等の定め

5 本件に関係する公選法の定めは、別紙1のとおりである。

## 3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告は、地方自治法（以下「地自法」という。）281条1項所定の特別区である。

10 (2) 被告は、令和5年▲月▲日に行われたa区長選挙（本件選挙）に立候補し、当選した。

(3) 被告は、令和5年▲月▲日、a区長の職を辞職した。

(4) 原告は、令和5年▲月▲日から同年▲月▲日までの間、別紙2一覧表のとおり、被告に対し、給料、地域手当及び期末手当として合計1276万8108円を支給した（以下、「本件給料等」という。）。本件給料等のうち、所得  
15 税、厚生年金及び退職等年金を控除した額は、1006万4979円である（以下「本件請求金」という。）。

(5) 被告は、令和6年6月14日、b地方裁判所において、本件選挙に関する公選法違反（選挙運動用有料インターネット広告の禁止（同法243条1項  
20 3号の3、同142の6第1項）、公職の候補者による買収（同法221条3項1号、同条1項1号、3号））の罪により懲役1年6月、執行猶予5年の有罪判決を受け、同日、同判決は確定した（以下、同判決を「別件有罪判決」という。）。

(6) 被告は、令和7年8月22日の本件第1回弁論準備手続期日において、原告  
25 に対し、被告がa区長として活動したことにより原告が得た利益についての被告の原告に対する不当利得返還請求権と、本件請求金を対当額で相殺す

るとの意思表示をした。

#### 4 争点

(1) 争点1 (被告が返還すべき利益の範囲)

(2) 争点2 (原告が法律上の原因なく被告の区長としての活動によって利益を受けたか否か)

#### 5 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 争点1 (被告が返還すべき利益の範囲) について

(被告の主張)

被告は、a区長の職にあった間、その地位に基づき給料等（地自法204条の規定に基づき支給される給料及び手当をいう。以下同じ。）の支給を受けること法律上の原因を欠くことを知らず、これについて悪意となったのは、別件有罪判決が確定した令和6年6月14日であった。被告は、本件給料等の受領につき善意であったから、民法703条又は同法121条の2第2項の準用により、被告が返還すべき金額は残存利益が限度となる。

(原告の主張)

争う。原告は被告に対し、民法121条の2第1項に基づく原状回復請求として、本件請求金の交付請求権を有している。

(2) 争点2 (原告が法律上の原因なく被告の区長としての活動によって利益を受けたか否か) について

(被告の主張)

被告は、区長に就任してから辞職するまでの間、区長としての業務をつつがなく行っており、原告は、被告がa区長の職務の遂行としてした行為を有効と扱い、被告の行為による区政上の利益を享受している。原告が受けた利益は、本件給料等の合計額を下回るものではない。

なお、原告の指摘する判例（最高裁令和4年（行ヒ）第317号同5年12月12日第三小法廷判決・民集77巻9号2229頁。以下「令和5年最

判」という。)は、地方議員に関する事案であり、被告が地方公共団体の長として職務を行った本件には射程が及ばない。地方公共団体の長は、地方公共団体を統括し、これを代表し、執行機関として、地方公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負うから、その行為は、  
5 地方公共団体の権利利益と直接的に結びついており、選挙における当選の無効によっても、長であった期間に行った行為がなくなるものではなく、長としての活動が価値を失うものでもない。

(原告の主張)

令和5年最判の射程は地方公共団体の長にも及ぶから、公選法251条の規定により遡って職を失った当選人が地方公共団体の長として活動を行っていたとしても、それは当該地方公共団体との関係では価値を有さないものと評価せざるを得ず、被告が原告に対してa区長として活動したことに基づく不当利得返還請求権を有することはない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 15 1 争点1 (被告が返還すべき利益の範囲) について

本件選挙における被告の当選は、別件有罪判決の確定をもって無効となり(公選法251条)、被告に対する本件給料等の支給は、被告が無効な当選により得た地位等に基づきされたこととなる。よって、被告は、民法121条の2第1項に基づく本件給料等の原状回復義務を負う。

20 他方で、区長の給料等は、区長の職務との間で一定の対価関係があるものと解されるため、区長への給料等の支給は、民法121条の2第2項にいう「無償行為」には当たらず、本件について同項を適用又は準用する余地はない。

よって、被告は現に利益を受けている限度にとどまらず、本件請求金全額につき、原状に復させる義務を負う。また、被告は、別件有罪判決の確定の日の  
25 時点で本件請求金を保持する権原のないことを認識していたと認められるから、民法545条2項に準じ、その翌日から支払済みまでの利息の支払義務を負う

というべきである。

2 争点2（原告が法律上の原因なく被告の区長としての活動によって利益を受けたか否か）について

5 (1) 地方公共団体の長の選挙における当選人がその選挙に関し公選法251条  
所定の罪を犯して刑に処せられた場合には、当該当選人は、自ら民主主義の  
根幹を成す公職選挙の公明、適正を著しく害したものであるというべきであり、同  
条の規定により遡って地方公共団体の長の職を失った当選人が地方公共団  
体の長として活動を行っていたとしても、それは当該地方公共団体との関係  
で価値を有しないものと評価せざるを得ない（令和5年最判参照）。

10 そうすると、被告が、原告に対し、a区長として行った活動に関し、不当  
利得返還請求権を有することはないというべきである。よって、被告の相殺  
の主張は理由がない。

15 (2)ア この点、被告は、地方公共団体の議員と長の責務や職務の内容等の違い  
を指摘し、本件においては令和5年最判の射程は及ばないと主張するとと  
もに、実際に被告の行為によって生じる効果を原告が享受していることか  
ら、被告の行為が無価値と評価されるものではないと主張する。

20 イ しかし、令和5年最判は、市議会議員という職務の特色に照らしてその  
活動の価値を判断したものではなく、公職選挙の公明、適正を害した者の  
当選の効力を遡って無効とする公選法251条の趣旨に照らし、選挙の公  
正を害した者の当選人としての活動を無価値と評価せざるを得ないとし  
たものと解されるから、上記の理は、地方公共団体の長である区長につい  
ても等しく及ぶものと解される。

25 ウ 地方公共団体の長の職務の内容が、地方公共団体を統括、代表すること  
や、その事務を管理し及びこれを執行すること、議案の提出、予算の調製  
及び執行、地方税等の徴収、財産の取得、管理及び処分等の各種事務を担  
任することとされるとともに（地自法147条から149条まで）、地方公

5 共団体の執行機関として、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うこととされていること（同法138条の2の2、138条の4第1項）からすると、地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員とは異なり、その職務に専従することが予定されているといえることは確かである。また、地方公共団体の議会の議員には、その役務の対価として議員報酬が支給される（同法203条）のに対し、地方公共団体の長には当該地方公共団体の常勤の職員と同様に給料等が支給される（同法204条）のは、上記のような地方公共団体の長の職務の内容やその職務への従事の在り方を反映したものとみること

10 5  
15 20  
25 第4 結論  
よって、原告の請求は理由があるからこれらを認容することとして、主文の

しかし、上記に述べた地方公共団体の長の職務は、民主主義の根幹をなす公職選挙によって選出され、有効にその地位にある者によって遂行されることが当然の前提とされており、そのことによりその権限行使の民主的な正当性が基礎付けられるものと解される。また、公選法251条が適用される場合は、公務員の免職の場合とは異なり、当該当選人が民主主義の根幹を成す公職選挙の公明、適正を著しく害したことを理由に当選の効力が遡って消滅すると解されるのであり、その場合、当選を無効とされた地方公共団体の長の活動は、当初から選挙というその活動の民主的な正当性を基礎付ける基盤を有しない者によって行われたものであり、民主的な正当性を欠くものであったということになる。そうすると、当選を無効とされた地方公共団体の長の活動は、その職務への従事の在り方いかんにかかわらず、少なくとも当該地方公共団体との関係では、不当利得返還請求の対象となる客観的な価値を有しないというべきである。

エ したがって、被告の上記主張は、いずれも採用することができない。

#### 25 第4 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれらを認容することとして、主文の

とおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

5

裁判長裁判官 衣 斐 瑞 穂

10

裁判官 小 松 秀 大

裁判官 若 園 怜

公選法の定め

1 第251条

当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪(略)を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。

2 第142条の6第1項

何人も、その者の行う選挙運動のための公職の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらのもが類推されるような事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができない。

3 第221条(令和4年法律第68号による改正前のもの)

(1) 第1項

次の各号に掲げる行為をした者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

1号 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

(2号略)

3号 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第1号に掲げる行為をしたとき。

(4号～6号略)

(第2項略)

(2) 第3項

次の各号に掲げる者が第1項の罪を犯したときは、4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

1号 公職の候補者

(2号～4号略)

4 第243条1項

次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

(1号～3号の2略)

3号の3 第142条の6の規定に違反して広告を文書図画に掲載させた者

以上

(別紙 2 掲載省略)